

文京区ホームページ広告掲載取扱要領

26文企広第410号 平成26年8月20日部長決定

改正2019文企広第670号 令和元年10月8日部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、文京区（以下「区」という。）が運用する文京区ホームページ（<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>）（以下「区ホームページ」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 区長は、区民生活に密着したもので、次のいずれにも該当しないものを区ホームページにバナー広告として掲載することができる。

- (1) ホームページの公共性又は品位を損なう恐れがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人事募集に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) その他、区ホームページに掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(広告掲載の位置及び枠数)

第3条 広告の掲載は、区ホームページのトップページに15枠までとし、その位置は区長が指定する。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 規格（1枠あたり）
 - 天地60ピクセル（固定）、左右180ピクセル（固定）、
 - ファイルサイズ 10キロバイト以内
 - ファイル形式 GIF、JPEGのいずれかの形式(画像は静止画像とすること。透過処理を行った画像は不可)
- (2) 掲載料 1枠につき、月額2万円とする。ただし、掲載期間が次の号に掲げる場合においては、掲載料の合計に当該に定める率を乗じて得た額とする。
 - ア 掲載期間が6月以上8月未満の場合は100分の90
 - イ 9月以上11月未満の場合は100分の85
 - ウ 掲載期間が12月の場合は100分の80

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、次のとおりとする。

- (1) 1月を単位とし、最長12月申し込めるものとする。

- (2) 掲載単位1月の期間は、原則として月の初日から末日とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、区長は、区の事情により広告の掲載開始期日に変更が生じたときは、1月の期間の始期を初日以外の日（以下「指定日」という。）とすることができる。

（広告の掲載申込み）

第6条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「掲載申込者」という。）は、文京区ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に次の各号の書類を添付して、区長が指定する締切日までに、区長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要
- (2) バナー広告案

2 前項に規定する申込みは、1事業者1枠までとする。

（広告の掲載決定等）

第7条 区長は、前条の規定に基づき、申込みがあったときは、速やかに審査のうえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは、次の順位によるものとする。

- (1) 第一順位 国、地方公共団体及び公共的団体
 - 第二順位 私企業及び自営業（以下「企業等」という。）のうち、公共性の高いもので、区内に事業所等を有する者
 - 第三順位 前二号に掲げるもの以外の者
- (2) 同一順位の場合は、広告掲載希望期間の長い広告を優先する。掲載希望期間も同一の場合は、抽選で決定するものとする

2 前項の審査にあたり、区長は必要に応じて掲載申込者に関する資料を求めることができる。

3 第1項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、掲載できないと決定したときは通知書（別記様式第3号）により掲載申込者に通知するものとする。

4 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）は、区長の指定する規格により広告原稿を作成し、区長が指定した期日までに提出するものとし、その作成経費は、広告主の負担とする。

（広告の掲載料の納入）

第8条 広告主は区長の指定する期日までに、第4条に定める掲載料を掲載月数分一括して前納するものとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは他の方法により納入すること。

（広告の掲載料の返還）

第9条 既納の掲載料は返還しない。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、その一部または全部を還付する。

2 前項の規定により還付する掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、そのリンク先ホームページのアドレスを変更するときは、変更日の一週間前までに、区長へ届け出るものとする。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第11条 区長は、次の各号の一に該当するときは、掲載の決定を取消することができる。

(1) ホームページの運用に支障があるとき

(2) この要領に違反したとき

(3) その他、区長が特に必要があると認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、区ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるとき、広告主は書面により区長に申し出なければならない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は企画政策部長が定める。

付則

この要領は、平成26年8月20日から施行する。

この要領は、令和元年11月1日から施行する。